

独立行政法人国立青少年教育振興機構が  
達成すべき業務運営に関する目標  
(中期目標)

平成28年3月1日

文 部 科 学 省

## 目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中長期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. <u>自立する青少年の育成の推進</u>	2
(1) 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発	
(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進	
(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進	
(c) 体験活動や読書活動に係る普及・啓発事業の推進	
(2) 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発	
(a) 豊かな人間性を育む長期自然体験活動事業の推進	
(b) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進	
(3) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進	
2. <u>青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</u>	5
(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進	
(2) 地域や学校における青少年教育指導者等の養成の推進	
(3) ボランティアの養成・研修の推進	
(a) 青少年教育施設におけるボランティアの養成	
(b) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援	
3. <u>青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</u>	6
(1) 研修利用の充実	
(2) 研修に対する支援の推進	
4. <u>青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進</u>	7
5. <u>青少年教育に関する調査研究</u>	7
(1) 基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施	
(2) 調査研究成果の普及及び活用	
6. <u>青少年教育団体が行う活動に対する助成</u>	8
7. 共通的事項	8
(1) 広報の充実	
(2) 各業務の点検・評価の推進	
(3) 各業務における安全性の確保	

IV. 業務運営の効率化に関する事項	
1. 業務の効率化	9
(1) 一般管理費等の削減	
(2) 給与水準の適正化	
(3) 契約の適正化	
(4) 間接業務等の共同実施	
(5) 保有資産の見直し	
2. 効果的・効率的な組織の運営	10
(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善	
(2) 地域と連携した施設の管理運営	
(3) 施設の効率的な利用の促進	
3. 予算執行の効率化	11
V. 財務内容の改善に関する事項	
1. 自己収入の確保	11
2. 固定経費の節減	11
VI. その他業務運営に関する重要事項	
1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施	11
2. 人事に関する計画	12
3. 情報セキュリティについて	12
4. 内部統制の充実・強化	12

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が達成すべき  
業務運営に関する目標（中期目標）

平成28年3月1日

文部科学大臣指示

（序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

機構は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下「青少年教育指導者等」という。）に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする独立行政法人であり、我が国の青少年教育のナショナルセンターである。

近年、我が国においては、都市化・過疎化、少子化、高齢化が急激に進展しており、世界をみると、グローバル化の進行や情報通信をはじめとする技術革新に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しており、こうした豊かで便利な社会において、青少年が体験的に学習する機会や他者と直接的にコミュニケーションを図る機会は減少している。

平成25年6月14日に閣議決定された第2期教育振興基本計画（対象期間：平成25年度～平成29年度）においては、「社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力を生涯を通じて身に付けられるようにする」ため、「学校や青少年教育施設等において、関係行政機関や民間団体等とも連携し、自然体験やボランティア活動を含めた社会体験、国際交流体験など、特に青少年を対象とした様々な体験活動を推進する」とされている。

また、平成28年2月9日に子ども・若者育成支援推進本部において決定された子供・若者育成支援推進大綱においては、全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指すため、自己形成のための支援や子供の貧困問題への対応等として、体験活

動の推進等が基本的な施策として位置付けられている。

これらの方針や「今後の青少年の体験活動の推進について」（平成25年1月21日中央教育審議会答申）を踏まえ、体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての青少年が、全国各地域で自然体験、生活・文化体験、社会体験など人間の成長に必要な体験を経験できるよう、社会が一丸となって多様な体験活動の場や機会を意図的・計画的に創出することが求められている。

学校教育においても、体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動など各種体験活動の充実が求められており、青少年教育は、学校教育とともに車の両輪として、青少年の健全育成に取り組んでいく必要がある。

これまで機構は、全国28施設の国立青少年教育施設を活用し、青少年の現代的課題に対応したモデル的プログラムの企画・実施、基礎的・専門的な調査研究、学校や青少年教育団体等の活動に対する指導・助言などに取り組んできた。また、青少年教育団体と連携し、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、「体験の風をおこそう」運動を推進するなど、こうした課題に積極的に取り組んできており、引き続き、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図る青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たしていく必要がある。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援など、その時々の政策課題に対しても積極的に対応すべきである。

このような役割や背景のもと、第2期中期目標期間における業務の実績についての評価結果や、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、機構の第3期中期目標を以下のとおりとする。

（別添）政策体系図

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 自立する青少年の育成の推進

青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとして、体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝える運動を推進するとともに、青少年

教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発やグローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。

【重要度：高】

体験活動の重要性に関する普及啓発、モデル的事業の開発、国際交流の推進は我が国の青少年教育施策で最も重要な課題であり、青少年教育のナショナルセンターである機構として重点的に取り組むべき課題である。

(1) 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発

青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させる。

(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進

青少年の健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、「体験の風をおこそう」運動を青少年教育団体と連携して進め、毎年10月を体験の風をおこそう推進月間と定める。

その成果として、各地域でこの運動を推進する実行委員会の構成団体数を、中期目標期間中に1割以上増加させ、900団体とすることを目指す。

(前中期目標期間実績：811団体)

(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

子供たちの健やかな成長を促していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切である。このため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組むとともに、施設においては、全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、生活リズムに関する普及啓発事業を、中期目標期間中に延べ190事業実施することを目指す。

(前中期目標期間実績：38事業(年平均))

(c) 体験活動や読書活動に係る普及・啓発事業の推進

基本的な生活習慣を身に付けるとともに、体験活動や読書活動に親しむきっかけ作りの機会と場を提供するため、親子・幼児等を対象とした短期の事業を中期目標期間中に延べ310事業実施する。

(前中期目標期間実績：310事業)

また、前中期目標期間では4段階評価のうち上位評価と最上位評価の割合で測っていたものから、より事業の質を高める観点から、毎年度平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」（以下「満足」という。）を得られるよう、その質の向上を図る。

(前中期目標期間実績：80%（年平均）)（以下参加者アンケートについては同様の観点から「満足」の割合を基準とする。）

## (2) 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発

自然体験や生活体験が豊富な青少年ほど意欲、関心、規範意識が高いとされていることを踏まえ、青少年教育のナショナルセンターが行うにふさわしい地域力向上等に資するモデル的な教育事業を実施する。また、地域の青少年の実情を踏まえ、プログラム開発の企画段階から関係機関・団体や公立の青少年教育施設等と連携して実施することにより、地域への普及を図る。

特に、長期の集団宿泊体験や課題を抱える青少年を対象とした体験活動は、教育的効果が高いとされていることから、ナショナルセンターとして、地域のニーズを踏まえ、地域と連携して関連する取組を推進していくことが求められる。

このため、以下の事業について、中期目標期間中に国立オリンピック記念青少年総合センターを除く27施設（以下「地方施設」という。）において、関係機関・団体や公立の青少年教育施設等への普及・活用を兼ねて連携して事業を実施する割合（連携率）100%を目指すとともに、毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、その質の向上を図る。

(前中期目標期間実績：80%（年平均）)

### (a) 豊かな人間性を育む長期自然体験活動事業の推進

施設の特色や立地条件、実績を活かし、非日常的な環境における自然体験活動を通して、青少年に自然の偉大さに気付かせ、協力することの大切さを学ばせるため、全ての地方施設において1週間以上の長期自然体験活動事業を中期目標期間中に延べ60事業実施する。

(前中期目標期間実績：32事業)

### (b) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

青少年を取り巻く今日的課題に対応するため、専門機関等と連携し、様々な体験

活動を通じて、人間関係形成力を育成する事業を中期目標期間中に延べ430事業実施する。

(前中期目標期間実績：85事業(年平均))

**【難易度：高】**

青少年を取り巻く今日的課題は多様であり、課題を抱える青少年を対象とする事業は配慮すべき事項も多岐にわたる。また、当該事業の実施に当たっては、連携先機関と綿密な打ち合わせを行う必要等があることから、通常の事業よりも高い専門性ときめ細やかな対応が求められる。

(3) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

青少年の異文化理解の増進を図るため、青少年、青少年教育指導者等の国際交流を実施する。その際、日本人参加者の参加後の外向き志向の率80%以上を目指す。

(前中期目標期間実績：81.9%(年平均))

2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、質の高い指導者を養成することが必要不可欠であることから、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、養成・研修事業の質の維持向上を図る。

(前中期目標期間実績：81%(年平均))

(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進

国公立の青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象とした研修事業を実施する。官民共同の指導者認定制度による自然体験活動指導者を中期目標期間中に1,500人養成する。

(前中期目標期間実績：99人(平成25年度～26年度実績))

また、教員を対象に青少年の体験活動に関する指導力を修得できるよう、教員免許状更新講習を実施し、受講者5,000人を目指す。

(前中期目標期間実績：4,640人)

(2) 地域や学校における青少年教育指導者等の養成の推進

学校と地域の連携による青少年の体験活動を推進するため、既に地域や学校で活動している人材を対象に、地域のニーズを踏まえたプログラムの提供など、体験活動の



機会と場をサポートする指導者の養成に着手し、中期目標期間中に500人養成する。

また、絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を中期目標期間中に250人養成する。

(前中期目標期間実績：37人(平成26年度))

### (3) ボランティアの養成・研修の推進

#### (a) 青少年教育施設におけるボランティアの養成

青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参加を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業を全ての施設で実施するとともに、ボランティアの自主企画による事業参画を推進する。

ボランティアの養成・研修事業において、中期目標期間中に延べ5,500人養成するとともに、ボランティアの自主企画事業を延べ100事業実施する。

(前中期目標期間実績：1,122人(年平均))

(前中期目標期間実績：10事業(平成27年度))

#### (b) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携し、大会支援やオリンピック・パラリンピック教育等に関わるボランティア養成に取り組む。

### 3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるよう努める。

#### (1) 研修利用の充実

青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、青少年人口(0歳～29歳)の1割程度の利用実績を確保する。

(前中期目標期間実績：青少年人口の10.6%(年平均))

また、青少年、青少年教育指導者等の宿泊利用団体数を中期目標期間中に3%増加させ、集団宿泊体験や研修を促進する。

(前中期目標期間実績：18,827団体(年平均))

**【難易度：高】**

近年、特に学校数が減少している中で、青少年の宿泊利用団体数を増加させることは難易度が高い。

#### (2) 研修に対する支援の推進

地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言等の教育的支援を行う。また、学校教育との緊密な連携を図るための支援を推進する。

なお、利用者サービスの向上に取り組み、利用団体から、毎年度平均84%以上の「満足」の評価を得ることとする。

(前中期目標期間実績：84.3% (年平均) )

#### 4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図る。

各関係機関・団体相互の連携を促進することを目的として、「全国青少年教育施設所長会議」等の全国的な事業を実施し、中期目標期間中に延べ25事業、延べ参加者数5,000人を目指す。

(前中期目標期間実績：5事業、949人 (年平均) )

#### 5. 青少年教育に関する調査研究

青少年教育のナショナルセンターとしてこれまで実施し、関係機関で活用されてきた調査を踏まえ、青少年教育に関するより充実した基礎的・専門的な調査研究を計画的に行うとともに、内外の調査結果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図る。

##### 【重要度：高】

我が国の青少年教育に関する調査研究や研究成果の普及等は、公立・民間施設等からも期待されているナショナルセンターとしての役割・機能であり、我が国の青少年をめぐる諸課題に対応するプログラムの根拠となる情報や、国民に対して青少年教育の効果を示すための重要な取組である。

##### (1) 基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施

国内外の青少年や青少年教育に関する情報を収集・分析し、これまでの実績を踏まえ、体験活動を実施する際に指針となる体験カリキュラムを中期目標期間中に新たに

作成するとともに、青少年の体験活動と意識等に関する全国的な調査研究を前中期目標期間の実績以上に実施する。

(前中期目標期間実績：12調査)

## (2) 調査研究成果の普及及び活用

調査研究の成果等を、機構が実施する各種事業の企画・立案に適切に反映させるとともに、中期目標期間中に、青少年教育に関する資料や調査結果等に関するデータベースを拡充し、広くこれら成果の活用を図る。

また、調査研究の成果を普及するため、調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等における発表の機会を前中期目標期間の実績の30%以上増加させる。

(前中期目標期間実績：15回)

## 6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成

子供たちの健全育成のためには、NPO、企業など民間の役割が不可欠であり、特に地域における民間主導の子供の健全育成のための活動は重要であることから、主に地域レベルで青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付し、体験活動等の機会や場の充実を図る。

これにより、体験活動と読書活動に対する助成については、中期目標期間中に子供(0歳～18歳)の人口の1割程度に活動機会を提供する。

なお、上記目標を達成するための助成団体の選定等具体的な取組内容等については、中期計画において記載する。

(前中期目標期間実績：471,301人(年平均)2,356,505人/21,001,000人(0歳～18歳)人口=11.2%)

## 7. 共通的事項

上記の1～6に掲げる各業務間の有機的な連携を推進するとともに、各業務の性質に応じて、以下の内容について取り組む。

### (1) 広報の充実

国民の青少年教育に対する理解を増進し、体験活動を推進する社会的気運を醸成す

るため、機構の業務全体について、インターネットやマスメディア等を積極的に活用した広報を広く展開する。具体的には、機構ホームページやマスメディアを活用した最新情報の発信、体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、各種フォーラム等の開催、更に企業との連携によるPR活動などの取組を策定した計画に基づき実施する。

また、各業務の成果について、事例の収集に努め、公立の青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進し、本部及び機構が設置する28施設のホームページ総アクセス件数について年間平均340万件を達成する。

(前中期目標期間実績：337万件(年平均))

#### (2) 各業務の点検・評価の推進

各業務及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価の結果について外部検証を行い、その結果を業務の改善に反映させる。

#### (3) 各業務における安全性の確保

各業務の実施に当たっては、安全に関する情報の速やかな共有に努め、利用者、関係者及び職員等の安全の確保に万全を期する。

### IV 業務運営の効率化に関する事項

#### 1. 業務の効率化

##### (1) 一般管理費等の削減

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、調達合理化等を推進することなどにより、一般管理費については、中期目標期間中に15%以上、業務経費についても、中期目標期間中に5%以上の効率化を図る。

なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。

##### (2) 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準等を十分考慮し、役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえ、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

### (3) 契約の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。

### (4) 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教員研修センター、機構の4法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に15業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する。

（前中期目標期間実績：9件）

### (5) 保有資産の見直し

保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

## 2. 効果的・効率的な組織の運営

### (1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善

本部を中心として、各施設の役割分担を行い、施設ごとに果たすべき役割を明確にするとともに、各施設の自己評価を適切に行い、運営の改善を行う。

### (2) 地域と連携した施設の管理運営

効果的・効率的な管理運営を目指すために、地域の青少年教育団体・NPO・企業・自治体等の委員が、実際に施設の管理運営や事業の企画・実施に参画する「運営協議会」方式を中期目標期間中に全ての施設において導入する。

また、施設の連携による利用促進及び体験活動の充実を図るため、全国をブロック化した域内において、関係機関・団体等と連携の下、広域的なマネジメントを進める。

### (3) 施設の効率的な利用の促進

青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。更に、全ての施設の効果的・効率的な利用を実現するため、青少年教育団体の多様なニーズを踏まえ、毎年度平均80%以上の「満足」の評価を得られるよう、利用者サービスの向上に取り組む。

（前中期目標期間実績：80.3%（年平均））

また、宿泊室稼働率については、各施設において、地域の実情に即し、毎年度、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全施設平均55%以上を確保する。

（前中期目標期間実績：59.6%（平均））

#### 【目標水準の考え方】

第2期中期目標期間（平成27年度を除く）の国立青少年教育施設の平均宿泊室稼働率は59.6%であるものの、第3期中期目標期間においては、今後の若年層を中心とする人口の減少により、1団体あたりの利用者数は減少することが見込まれるため、宿泊室稼働率については55%以上を確保することを数値目標とした。

### 3. 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1. 自己収入の確保

利用者、利用の目的及び形態等を踏まえ、定期的に料金体系を検証する。その際、施設設置以来の青少年利用は無料という原則及び学校教育における青少年の体験活動等の重要性を十分考慮するものとする。

また、積極的に外部資金や寄附金の増加に努める。

さらに自己収入の取扱いにおいては、毎年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

### 2. 固定経費の節減

管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を目指す。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

(1) 施設・設備は、利用者に対する研修が効果的に実施されるよう、長期的視野に立って、その整備を計画的に推進する。

また、それらの管理運営においては、老朽化した施設・設備の改修や維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。

(2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進め、特に幼児、高齢者、障がい者等に対して優しい施設とする。

## 2. 人事に関する計画

業務の効果的・効率的な実施のため、人員の適正かつ柔軟な配置、職員の専門性を高める研修機会の充実、新規職員の計画的な採用、人事交流や任期付任用、幹部職員の公募等の工夫により、多様で優れた人材を確保し、育成する。

また、職員の能力・資質の向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、人事評価制度を適切に実施する。

## 3. 情報セキュリティについて

情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づきセキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。

## 4. 内部統制の充実・強化

機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、理事長のリーダーシップを発揮するための体制を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。

また、これらが有効に機能していること等について内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能を強化する。

さらに、「「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について」  
(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)等の事項を参考にしつつ、必要な  
取組を進めることとする。



青少年教育の振興及び青少年の健全育成の推進の必要性については、学校教育法をはじめ、以下の法令や政策等において記載されている。

## ○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

（義務教育として行われる普通教育）

第21条 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

2 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

（小学校）

第31条 児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。

## ○社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

## ○子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）

### 第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

#### (6) その他の教育支援（多様な体験活動の機会の提供）

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

さらに、「今後の青少年の体験活動の推進について（平成25年1月21日中央教育審議会答申）」においては、次のように体験活動の必要性について記載されている。

○ 体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての青少年に、人間的な成長に不可欠な体験をさせるためには、教育活動の一環として、体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている。

### 【その他、体験活動の必要性について記載される主な法令等】

子供・若者育成支援推進大綱、第2期教育振興基本計画、学習指導要領



# 国立青少年教育振興機構の役割

青少年の交流体験・自然体験や青少年教育指導者等の研修プログラムの企画・実施等

自立する青少年の  
育成の推進

青少年を対象とする体験活動事業を実施し、青少年の健やかな成長と自立を推進

青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

資質・能力向上のために、青少年教育指導者等の養成・研修事業を実施

青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

利用団体の目的に応じた主体的・効果的な研修の実施を促進

青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

青少年をめぐる諸課題への円滑な対応を実施

青少年教育に関する調査研究

調査研究で得られたデータや知見等をモデル的プログラムの開発に活用

青少年教育団体が行う活動に対する助成

青少年教育に関する団体の実施する子供の体験活動や読書活動を振興

青少年教育の振興及び  
青少年の健全育成の推進